

社会保障論評24-009号 (作成日: 2024年9月14日)

「「高齢者」定義、年齢引き上げ不安」朝日新聞2024年9月10日付朝刊12面

- 「「高齢者」の定義を今の65歳から、70歳に引き上げることを検討すべき」との政府会議での提言に対し、「高齢者の定義はそのままにして、65歳から年金を受給させてください。そして穏やかな老後を過ごさせてください。」という「声」欄への投書である。
- 「定年のない仕事をパワハラで退職し、60歳で就職活動をしました。希望したフルタイムの仕事には就けず、パートで働いています。…70歳まで働こうと思っても、生活費をまかなえるような仕事に就くことは難しいのではないのでしょうか。」という意見である。
- しかし、少子高齢化が進む中、現在の公的年金制度を維持していくことには限界がある。各国においても、年金支給開始年齢を65歳から67歳に引き上げる例が目につくようになってきている (<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/gaiyo.html>) 。
- 公的年金の本質を誤解している向きが少なくない。最大の誤解は、自分の老後の年金を自分で積み立てる「積立方式」に転換すべきというものである。この考え方には、公的年金は、自分達の親からの養育の報恩のための扶養を社会化したものとの観点が欠落している。
- ただし、この議論が成り立つのは、国民全体にかかる基礎年金についてのみである。被用者に限定した厚生年金については、社会的扶養の要素はなく、自分の老後に自分で備える仕組みの親和性が高い。なので、厚生年金は、強制企業年金の性格を持つものと言えよう。
- そうした違いからすると、基礎年金と厚生年金とを同じ「公的年金」のジャンルで論じることには問題がある。本来的には、両者の違いをきちんと整理して、財政的な独立性も含めて再編成すべきであろう。例えば、厚生年金でのスライド制には疑義が生じるであろう。
- だが、現実問題として、現行制度を無視して、白地に絵を画くわけには行かない。現行制度を本来の姿に向かわせるような検討が必要になる。この観点から、「①基礎年金の拠出期間延長・給付増額」と「②マクロ経済スライドの調整期間の一致」が重要事項になる。
- ところが、厚労省は、①について、「次期年金制度改正において、基礎年金の拠出期間を45年に延長し、国民に追加的な保険料負担を求めてまで給付水準を改善する必要性は乏しい状況になったと受け止めております」と早々と白旗を揚げてしまっている状況である。
- この状況で②に取り組めるとは思えない。一見すれば、資産を厚生年金から国民年金に回しているように思えるからである。本来は、2004年法改定の際に、調整期間を一致させておけば良かったわけであるが、そうしなかったために、余計な調整が必要になっている。
- ここで、②を行うための手段として①を利用することが考えられる。現在のままであれば、厚生年金の被保険者は、60歳以上の年金保険料の基礎年金部分が「掛け捨て」に近い状況になっている。そこで①で60歳超の国民年金保険料の拠出を「任意」とするのである。
- そうすれば、第1号被保険者のみに60歳以上の保険料を「強制」することが避けられる。その一方で、60歳以上の厚生年金被保険者の基礎年金対応給付も65歳まで拡張することができるわけである。基礎年金の拠出期間の45年延長は、無策では進展しない。(以上)